水田農業確立対策

村の転作面積二四三・一ha 農家に一律配分

米需給均衡化緊急対策分の面積増える

昭和六十三年度水田農業確立対策の基本方針が一月二十九日開かれた村水田農業確立対策推進協議会で決り、村は二月九日農家組合長会議に提示し、各農家に転作への理解と協力を要請しました。

県から割当てられた昭和六十三年度の転作目標面積は、前年度より一・一㌶増の二二〇・一㌶（うち他用途利用米面積三九・四㌶）となり、加えて本年度より米需給均衡化緊急対策の新設に伴い二三・〇㌶の転作面積が上積みされました。

これら対応については、村水田農業確立対策推進本部（村・農協・農委・土改）のなかで検討が重ねられた基本方針が推進協議会で決定されたもので、転作目標面積の配分については、緊急対策分も合わせた割当目標面積二四三・一㌶を各農家に一律配分し、六十二年度までの個人の積み残し分が未達成農家に上積み配分されることになりました。

また、他用途利用米の面積は、前年度同様に地区協議会単位に配分し、地区協議会内で調整した上で、対策推進協議会で地区間の調整を図っていくことになっています。

一方、米の事前売渡申込限度数量は、六〇㌔換算で六六、五七八俵（前年度六八、一八一俵）で、各農家へは、水田面積から転作割当目標面積と飯米面積が除かれた面積に対して一律に仮配分が行われ、耕作者に配分されました。ただし、地主配分にする人は、限度数量配分調整申出書によって処理されます。

また、正式配分では、予備予約と転作実施面積により再調整が行われます。

推進本部で、二月二十五日にかけ、農家に対する地区説明会をきめ細かく開き、一〇〇％達成に向け転作への協力要請がされました。

転作作物及び助成金(国)

		生産性向上加算	地域営農加算	特認加算
加算額	永年性作物	20,000円	10,000円	生産性向上加算の½
	一般作物	20,000	10,000	
	特例作物	5,000	5,000	

基本額 区分	内容	作物	助成金(10a)
永年性作物	水田から畑等への転換	果樹、転換畑、養魚池施設園芸用施設	円 29,000
一般作物	永年性作物、特例作物以外	麦、大豆、飼料作物、花き、球根、青刈稲、地力増進作物	24,000
特例作物	需給が緩和状況にある作物	生食、加工用野菜	8,000
水田預託、土地改良通年施行			8,000

62年度の転作実施状況 一〇一・六％の達成率

昭和六十二年度の転作実績がまとまりました。

転作実施面積は、目標面積二一九㌶に対して、二二二・五㌶が実施され、達成率は一〇一・六％となりました。昭和六十二年度の転作面積は大幅に増加（六五㌶増）され厳しい状況でしたが、地域ぐるみのとりくみで団地化などが積極的にとりくまれ、その増加分をも消化し目標面積を達成することができました。

また、他用途利用米は、目標面積三九・九㌶を一〇〇％達成することができました。

納税は期限内に

便利な振替納税をご利用ください

国や地方公共団体は、私たち国民が豊かで安定した暮らしができるように、幅広い活動を行っています。税金は、このように国や地方公共団体が活動するための大切な財源ですから、社会生活を営む上でどうしても負担しなければならない、いわば会費のようなものです。

税金には、いろいろな種類があり、それぞれに納める期限（納期限）が決められています。納税は期限内に済ませましょう。

なお、所得税の納税の方法に、振替納税の制度があります。これは銀行などの預貯金口座から振替によって納税するものですから、この制度を利用すれば納税のための手数が少なくてすみ、また、うっかり納期限を忘れて滞納してしまうこともなくなり、大変便利です。振替納税のご利用をお勧めします。

税金を滞納すると延滞税がかかり、さらに滞納処分を受けることになります。

納期限を過ぎてからあわてることのないように、あらかじめ納税資金の準備をしたり、振替納税制度を利用するなどして、税金は期限内に完納しましょう。

青色申告・振替納税宣言の村

固定資産課税台帳の縦覧

四月八日から二十七日まで

毎年三月一日より固定資産課税台帳の縦覧を行っていましたが、昭和六十三年度は三年に一度行われる評価替えのため延期され、四月八日から縦覧が始まります。

ぜひこの機会に、ご自分の固定資産課税台帳を確認して下さい。

この縦覧を経て、五月十六日に納税通知書が発送されます。

縦覧の要領は次のとおりです。

期間　四月八日～二十七日（日曜日を除く）

時間　午前八時三十分～午後五時（土曜日は正午まで）

縦覧できる人　①所有者　②代理人（委任状が必要です）　③納税管理人　④法人の社員

場所　横越村役場税務課

問い合わせ　税務課固定資産税係

公共下水道受益者負担金制度

昭和63年度から 横越の阿賀用水東側地区で

昭和六十三年度受益者負担金徴収予定地区（阿賀用水の東側横越上、中、下）を対象に、二月八日から三会場において受益者負担金制度説明会が開かれました。

横越村では、都市計画事業の一環として、昭和五十四年から公共下水道事業に取り組みましたが、事業も順調に進み昭和五十九年から一部供用開始が図られ、快適な生活環境が順次広がってきています。

ご存知のとおり下水道事業は、特定区域に非常に多額の費用を要することから国、県の補助金、借入金、一般村費をあてるほか、区域の方々からも応分の負担金を納めていただく受益者負担金制度があります。これは、下水道整備により直接利益を受ける区域の皆さんから、建設費の一部を負担してもらい国、県、村、受益者が一体となって下水道を一日も早く整備していこうという制度です。

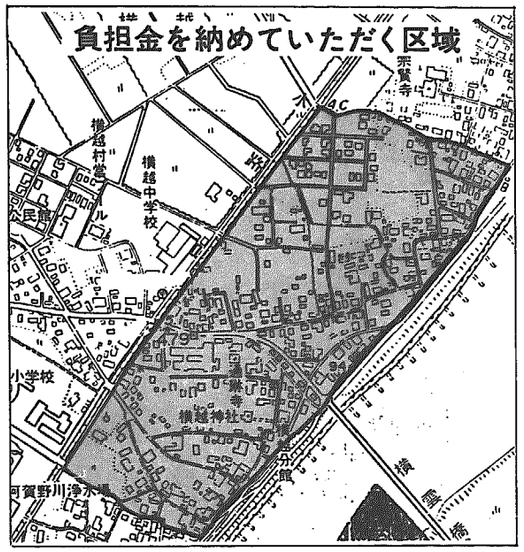

負担金を納めていただく方は

下水道を整備する区域内で昭和六十三年四月一日現在土地を所有している方が受益者となります。ただし、その土地に地上権や質権、または、使用貸借、賃貸借（一時使用を除く）による権利がある場合は、その権利者が受益者となり負担金を納めていただきます。

なお、権利者の申告のない場合土地所有者が受益者となります。

負担金の額は

一平方㍍当たり二三四円（坪当たり七七二円）です。

負担金がかかる土地は

公共用地（道路・水路・公園）などを除いたすべての土地が対象となりますが、生活扶助世帯などには減免制度があります。また、農地は宅地化されるまでの間、納入猶予があります。猶予期間は三年更新で、最高十年が限度とされています。

負担金を一括して納めることができます

負担金の納入は期別になっていますが、納期前一括納入などをした場合、前納報奨金が交付されます。

※　下水道受益者負担金のお問い合わせは、役場企業課下水道係へ

下水道負担金

【申告から納付までの手続及び期日】

村役場		受益者
○土地所有者に申告書送付	3月上旬 →	
← ○土地所有者は内容を確認のうえ申告（権利者がいるときは連署捺印が必要）	3月中旬	
○減免、猶予申請書提出		
○負担金決定通知書の送付	4月中旬 →	
○負担金納付書の送付	5月中旬 →	
← ○負担金の納入（最寄りの銀行等へ）	（各納期限）	

所得税の確定申告は正しくお早目に

昭和六十二年度分の所得税の申告と納税は、もうお済みでしょうか。

申告も納税も期限は三月十五日です。必ず期限内に済ませてください。

納税相談のご案内

◎農業所得者の確定申告と納税相談

会場　役場多目的ホール

時間　9時～16時

3月1日(火)　横越上・中地区
2日(水)　横越下・川根谷内地区
3日(木)　沢海・焼山地区
4日(金)　木津・二本木地区
7日(月)　小杉・藤山・駒込地区

◎住民税の申告と納税相談

会場　役場多目的ホール

時間　9時～16時

3月9日(水)　横越上・中地区
10日(木)　横越下・川根谷内地区
11日(金)　沢海・焼山地区
14日(月)　木津・二本木地区
15日(火)　小杉・藤山・駒込地区

（問い合わせ先　役場税務課）